

平成24年度税制改正に関する
産業機械業界の要望

平成23年7月

社団法人日本産業機械工業会

会長 日納 義郎

平成24年度税制改正に関する意見・要望

社団法人日本産業機械工業会

我が国は、3月11日に発生した東日本大震災を受け、まさに国難というべき状況に直面しており、国をあげて震災からの復旧・復興に最優先で取り組まなければならない。

また、我が国企業を取り巻く環境は、極端な円高や国際的に高い水準の法人実行税率、現実味の乏しい新税導入等の温暖化対策などに加え、震災による工場等の直接の被災やサプライチェーンの寸断、原発事故による海外での風評被害、電力不足などの問題から厳しさを増しており、生産・調達の海外シフトの動きが強まるなど、産業の空洞化の加速が危惧されている。

このような状況の下、国民の将来不安を払拭させることが急務であり、被災地の早期復興に必要なあらゆる施策を実行するための財源を着実に確保するとともに、わが国の再生に欠かすことの出来ない財政健全化と社会保障改革の明確な道筋を示す必要があると考える。同時に、わが国経済の持続的な成長を支える産業競争力の維持・強化や企業の成長力・経営基盤の強化等も進めていかなければならない。

よって、震災からの早期復興とともに、景気回復と将来に向けての持続可能な成長を確保し、新たな日本を創造するため、我々産業機械業界は、平成24年度の税制改正を次の通り要望する次第である。

(社)日本産業機械工業会 平成24年度 税制改正要望

重点要望

1. 法人実効税率の引き下げ

- 法人実効税率を諸外国並みの水準まで早急に引き下げること。
- 仮に東日本大震災の復興財源を法人税に求める場合でも、税率は一旦引き下げ、時限的措置であることを明確化した付加税とすること。

2. 社会保障と税の一体改革

- 消費税率を引き上げる際には歳出を削減する等して、国民の理解を十分に得ること。また、逆進性対策等の事前準備を十分に行うこと。
- 消費税率の見直しに関らず、社会保障・税に関わる番号制度の検討を推進すること。

3. 国際関連税制の見直し

- 外国税額控除の見直し
 - タックスヘイブン税制の見直し
- 租税条約、移転価格税制、海外個人所得税等の見直し

4. 省エネ・新エネ等推進税制の創設と地球温暖化防止のための新税の導入反対

- 省エネ・新エネ・省資源化のための設備投資等を支援する税制の創設
- 再生可能エネルギー等の研究開発費への優遇税制の創設
- 地球温暖化防止のための新税導入反対

5. 企業会計に対応した税制の整備

- 税制上の取り扱いを企業会計に極力一致させ、企業の事務負担軽減を考慮した制度とすること。

6. 租税特別措置の期限延長、拡充等

- 特定資産の買換え特例
- 研究開発促進税制関連
- 公害防止用設備等の特別償却制度
- 中小企業基盤強化税制
- 中小企業少額減価償却資産特例 等

7. 減価償却制度の見直し

- 少額減価償却資産の金額基準
- 損金経理要件
- 研究開発費等の即時償却
- 250%定率法の維持

〔 8. 受取配当金益金不算入制度 9. 連結納税制度 10. 不良債権・不良資産処理等に関する税制 11. 地方税 12. 印紙税 〕

一般要望

- 1. 税制の簡素化及び納税コストの削減
- 2. 固定資産税等の見直し
- 3. 地方税に関する見直し
- 4. 産活法に基づく関連税制の拡充・延長
- 5. その他(エネ革税制等)

重点要望項目の要旨

1. 法人実効税率の引き下げ

- ・法人実効税率を諸外国並みの水準まで早急に引き下げること。
- ・仮に東日本大震災の復興財源を法人税に求める場合でも、税率は一旦引き下げ、時限的措置であることを明確化した付加税とすること。

2. 社会保障と税の一体改革

- ・社会保障の安定財源確保及び財政再建のために消費税率を引き上げることはやむを得ないと考え、それには歳出削減の努力を示すとともに、経済活動をいかに阻害しないよう課税していくかを説明し、国民の理解を十分に得ることが前提である。

3. 国際関連税制の見直し

(1) 外国税額控除制度の見直し

- ・一括限度額方式の堅持。
- ・控除限度超過額の繰越期間(現行3年間)を7年間に延長。
- ・繰越期間経過後の控除限度超過額の損金算入の容認。
- ・地方税部分における外国税額還付制度の新設。

(2) タックスヘイブン税制の見直し

- ・適用判断基準となる租税負担率の引き下げと指定国制度の復活。
- ・欠損金のある特定外国子会社等も合算対象に。
- ・課税済留保金額の配当時益金不算入の期間制限の撤廃。
- ・適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除の容認。
- ・適用除外要件としての「非関連者基準」の撤廃もしくは緩和。
- ・資産性所得合算課税制度の見直し。

(3) その他

- ・租税条約等の見直し。
- ・移転価格税制の見直し。
- ・海外個人所得税の見直し。

4. 省エネ・新エネ等推進税制の創設と地球温暖化防止のための新税の導入反対

- ・企業の省エネ、新エネ、省資源化推進のための設備投資等を支援する税制の創設。
- ・再生可能エネルギーを始めとした地球温暖化対策・環境改善関連の研究開発費への優遇税制の創設。
- ・地球温暖化防止等に著しい効果を上げる製品の普及・促進へのインセンティブに繋がる税制体系の整備。
- ・震災前の枠組みにより創設された地球温暖化防止のための新税についても抜本的な見直し

が必要であり、導入反対。

5. 企業会計に対応した税制の整備

- ・税務上の取扱いを企業会計上に極力一致させ、企業の事務負担軽減を考慮した制度とする。

6. 租税特別措置の期限延長、拡充等

- ・特定資産の買換えに係る特例措置の恒久化。
- ・租税特別措置法における宥恕規定の制定。
- ・研究開発費促進税制における控除限度額引き上げの恒久化等。
- ・特定設備等(公害防止用設備等)の特別償却制度の適用期限延長。
- ・中小企業基盤強化税制、中小企業少額減価償却資産特例、公害防止関連設備の固定資産税の課税標準の特例等の今年度末に期限切れとなる租税特別措置の適用期限延長。

7. 減価償却制度の見直し

- ・少額減価償却資産の金額基準の引き上げ。
- ・損金経理要件の撤廃。
- ・研究開発費及び自社利用ソフト開発費の即時償却の容認。
- ・減価償却資産の定率法の償却率については現行の250%を維持。

8. 受取配当金益金不算入制度の改善

- ・受取配当金益金不算入割合の引き上げ及び特定利子規定の復活。
- ・海外子会社からの配当の益金不算入額の引き上げ。

9. 連結納税制度の見直し

- ・一定の法人・資産に関する時価評価に関する規定撤廃又は要件の緩和。
- ・地方税にも連結納税制度を導入。
- ・外国税額控除制度の連結グループ法人間での使用を容認。
- ・収用等があった場合の所得控除を各社毎に5,000万円に。
- ・資本金1億円以下の子法人には、交際費の損金算入を容認。
- ・更正通知書は連結親法人だけでなく、各連結子会社に個別の通知書を送付。
- ・100%グループ内内国法人間の寄付金の損金不算入・益金不算入の規定廃止。
- ・過年度における連結納税制度開始に伴う連結子法人の欠損金持込みの遡及適用。
- ・投資簿価修正の対象から、子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金の親会社への配当を除外。

10. 不良債権・不良資産処理等に関する税制の見直し

- ・貸倒引当金の繰入処理の明確化。
- ・貸倒引当金の繰入れに関する条件緩和。
- ・有価証券評価損に関わる判定要件の緩和及び損金経理要件の撤廃。
- ・棚卸資産評価損の計上に関わる判定要件の緩和。
- ・民法上有効な非関連者間の金銭債権の売却や債権放棄等を税務上容認。
- ・子会社等に対する経営悪化段階での支援を税務上容認。
- ・金銭債権、ゴルフ会員権に係る評価損を税務上も容認。

11. 地方税に関する見直し

- ・地方税全体の整理・統合、税目の簡素化。
- ・法人事業税・法人住民税における超過税率の撤廃。
- ・事業所外形標準課税の見直し。
- ・事業所税の廃止。

12. 印紙税の見直し

- ・契約書に関する印紙税の廃止。

一般要望項目の要旨

1. 税制の簡素化及び納税コストの削減

- ・法人税について申告期限を1月延長、連結納税の場合には申告期限を2月延長。
- ・消費税についても申告期限を1月延長。
- ・源泉所得税の納付期限を現状の毎月10日から毎月末に延長。
- ・地方税について統一納付機関の設置等による納付手続きの簡素化。
- ・連結納税制度において、期中離脱もしくは加入の連結子法人にはみなし事業年度による申告を行わない。
- ・連結納税制度に関する異動届出書は年2回にまとめて提出できるようにする。
- ・法人事業税の国外所得、国外付加価値計算において、国内/国外従業員比等の簡便法の使用を容認。
- ・利子及び配当金に対する源泉所得税は、国税として総合課税の上、国・都道府県間で配分することとし、納税事務の簡素化。
- ・電子申告普及促進のために、税目ごとの電子申告控除額を設けるとともに、書類添付条件を書類保存義務に改めること。また、システムの利便化を図るとともに、導入メリットの拡充。
- ・租税条約の適用を受ける支払について「租税条約に関する届出書」の提出要件の緩和。

2. 固定資産税等の見直し

- ・特別土地保有税、地価税及び土地譲渡益重課制度の廃止。

- ・会社分割時に未経過固定資産税を精算した場合、分割法人と分割承継法人との間での合理的に負担することを容認。
- ・固定資産税の償却資産の償却計算を法人税と一致。
- ・土地の評価水準等の見直し。
- ・建物について収益還元価値を基準とする評価方法へ転換。
- ・償却資産に対する課税廃止。
- ・機械設備の耐用年数の短い償却資産の評価額の算定について、法人税と固定資産税との取扱いを合わせる。
- ・借地権課税における相当の地代の水準を現行の6%から3%程度に引き下げ。

3. 地方税に関する見直し

- ・法人住民税均等割の適正化(少人数又は短期間存続事業所等に関する税の軽減等)。
- ・法人住民税の損金算入。
- ・住民税・事業税にかかる延滞金の計算方法を全ての自治体で統一。

4. 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく関連税制の拡充・延長

- ・事業革新設備の特別償却、不動産取得税の軽減措置の適用期限の延長。

5. その他

- ・年金資産に係る特別法人税の即時廃止。
- ・電話加入権の即時償却。
- ・欠損金の繰戻還付制度を復活と繰戻期間(現行1年間)を米国並みの2年間に延長。
- ・一般寄附金に係わる損金算入限度額の引き上げ。
- ・エネ革税制における初年度即時償却の適用期限の延長。
- ・事業規模に見合った範囲で交際費を損金算入。
- ・国税の納税証明書の税額区分を本税と附帯税の二本立て記載に変更。
- ・「更正の請求」の期間(現行1年間)を税額の更正可能期間と同じ5年間に延長。
- ・社債利子や配当金にかかる所得税の税額控除は、所有期間に係わらず全額控除。
- ・移転価格税制において、事前確認制度の手続き・審査を更に迅速化できる体制の構築等。
- ・「利益連動給与」の損金算入の対象会社に非同族の同族会社を追加。
- ・延滞税の損金算入。
- ・消費税率を見直す場合には、インボイス制の導入を含め、抜本的な改正実施。
- ・更生があった場合、納期限の到来していない税額を納税証明書等に記載しないこと。
- ・海外子会社からの利益配当に対する源泉税率が日本に比べ高い国との不平等な条約の是正。

重点要望項目

1. 法人実効税率の引き下げ

我が国の法人税は、先進国の中で米国と並んで最も高い水準にあり、我が国企業の競争力強化や製造・研究開発拠点の海外流出抑制等の観点から法人税実効税率の引き下げは急務であり、東日本大震災後の復興においても、その必要性は高まっていると考える。よって、少なくとも欧州並みの水準まで引き下げ、さらに競合企業が多く所在する中国、韓国等の近隣アジア諸国の水準まで引き下げること。

仮に東日本大震災の復興財源の一部を法人税に求める場合でも、税率は一旦引き下げ、時限的措置であることを明確化した付加税とすること。

2. 社会保障と税の一体改革

社会保障と税の一体改革において、社会保障の安定財源確保及び財政再建のために消費税率を引き上げることにはやむを得ないと考えますが、それには政府が歳出を削減するとともに、経済活動をいかに阻害しないよう課税していくかを説明し、国民の理解を十分に得ることが必要である。

なお、税率の引き上げ実行にあたっては、公平・中立・簡素に配慮し、給付付税額控除等の逆進性対策や益税問題の排除、インボイス制導入の検討等の事前準備を十分にを行うこと。

また、効率性向上の観点から、消費税率の見直しにかかわらず、社会保障・税に関わる番号制度の検討を推進すること。

3. 国際関連税制の見直し

(1) 外国税額控除制度の見直し

一括限度額方式の堅持

我が国において全世界所得を対象に課税する以上、課税の公平性・中立性の観点からは、外国税額控除制度によって国際的二重課税は排除されるべきである。このためには少なくとも一括限度額方式は堅持すべきであり、また、税制の簡素化の観点からも国別限度額方式や所得バスケット方式の導入には反対である。

控除限度超過額の繰越期間の延長

国内における国外所得の課税時点と外国税額の発生（納税）時点のタイムラグが大きい発展途上国におけるプラント工事等については、3年間の繰越期間では元々不十分であることに加え、全世界所得の低迷等により外国税額が控除できない事態に陥っている企業も多いことから、繰越期間（現行3年間）を7年間に延長すること。

繰越期間経過後の控除限度超過額の損金算入の容認

外国税額控除、損金算入の何れも出来ないという事態を招かないように、繰越期間が経過し控除不能が確定した繰越外国法人税について損金算入を認めること。
地方税部分における外国税額還付制度の新設

国内課税時点と外国税額の発生時点との時間的ずれにより外国税額控除が出来ない事態を回避するため、地方税部分における控除余裕額使用による外国税額還付制度を新設すること。

(2) タックスヘイブン税制の見直し

軽減税率国の判定基準の引き下げと指定国制度の復活

タックスヘイブン税制適用を判断する際の租税負担率（現行20%以下）を15%以下に引き下げ、指定国制度を復活させること。また、各国の法人実効税率の引き下げ傾向が継続する状況を鑑み、今後も適切に基準の見直しを図ること。

欠損金合算の容認

留保所得のある特定外国子会社等のみならず、欠損金のある特定外国子会社等も合算対象とすること。

配当時益金不算入期限の撤廃

課税済留保金額の配当時益金不算入の期間制限を撤廃すること。

繰越控除の容認

適用対象事業年度以前に発生した欠損金についても繰越控除を認めること。

適用基準の緩和

適用除外要件としての「卸売業における非関連者基準」は取引に介在する経済合理性を要件として撤廃すること。また、その他の業種についても非関連者基準要件に係る非関連者取引割合を現行の50%超から25%超に緩和すること。

資産性所得合算課税制度の見直し

資産性所得合算課税制度の適用基準を見直し、適用除外基準を満たす会社には適用しないこと。

(3) その他

租税条約等の見直し

- ・ 使用料の規定から「機器・設備の使用」等を削除するよう、各国との租税条約改定に取り組むこと。
- ・ 他国に発注する設計外注等「技術役務の提供対価」を使用料とし債務者主義により課税する、インド等一部の国との租税条約を改定すること。
- ・ エンジニアリング業務の対価が使用料として取り扱われる一部の国と運用面の協議を行い、国によって異なる適用範囲の違いの解消に取り組むこと。

移転価格税制の見直し

- ・ 企業が適正な申告を行えるように、事務運営要領の整備（納税者側への課税根拠・関連データの開示等）に引き続き取り組み、無形資産取引や役務提供取引につい

て明確にすること。

- ・持株比率 50%の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、移転価格税制の適用対象外とする（国外関連者要件を持株比率 50%超へ見直す）こと。
- ・運用や制度を見直し、国際的二重課税のリスクを極力排除すること。具体的には、租税条約締結国との間の移転価格課税の場合には相互協議の後でなければ更正できない制度にすること。または、租税条約に相互協議が不調に終わった場合の仲裁制度を盛り込むこと。

海外個人所得税の見直し

企業が負担した、海外赴任者の日本帰任後に海外赴任期間に対応する海外個人所得税額および日本の居住者である海外への長期出張者が現地法令により課せられた海外個人所得税については、非課税所得であることを法令又は通達で明らかにすること。

4. 省エネ・新エネ等推進税制の創設と地球温暖化防止のための新税の導入反対

企業の省エネルギー推進、新エネルギー活用、省資源化推進による資源生産性の向上に資する税制措置を創設するなど、税制全般を横断的に見直し、再生可能エネルギーを始めとした取り組むべき最先端分野の研究開発や設備投資を積極的に支援していくとともに、それらの技術を活用した製品の普及・促進へのインセンティブに繋がる税制体系を整備すること。

また、震災を踏まえ、エネルギー政策の転換を図ろうとする中、震災前の枠組みにより創設された地球温暖化防止のための新税についても抜本的な見直しが必要であり、導入には反対する。

5. 企業会計に対応した税制の整備

昨今、企業会計制度の変更（国際会計基準への収れん）が進み、税務会計との乖離がますます拡大している。税務と会計の二重基準に伴う申告調整項目の増加によって、事項の判断と事務手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、企業の事務負担軽減を考慮した制度とすること。

また、そのことが安易に課税ベースを拡大することにならないように配慮すること。

6. 租税特別措置の期限延長、拡充等

(1) 特定資産の買換えに係る特例措置の恒久化

長期保有の特定資産の場合の圧縮記帳制度における「長期所有土地等からの建物、機械装置等への買い替え」特例を恒久的な取扱いとすること。

(2) 租税特別措置法（研究開発減税）における宥恕規定の制定等

修正申告あるいは更正による税額が増加した場合においては、減税の枠を使用できるようにすること。

- (3) 研究開発促進税制における控除限度額引き上げの恒久化等
控除限度額の引上げ措置（30%）を恒久的なものにするとともに、控除限度超過額の繰越期間を延長すること。
- (4) 特定設備等の特別償却制度の適用期限の延長
特定設備等（公害防止用、産業廃棄物処理等）の特別償却制度の適用期限を延長すること。
- (5) 平成 23 年度で期限切れとなる租税特別措置の適用期限延長
中小企業基盤強化税制、中小企業少額減価償却資産特例、公害防止関連設備の固定資産税の課税標準の特例等の適用期限を延長すること。

7. 減価償却制度の見直し

- (1) 少額減価償却資産に係る損金算入限度額の引き上げ
減価償却資産の管理は企業にとって大きな事務負担を要すること、また、企業における IT 機器の増加等を考慮し、少額減価償却資産に係る損金算入限度額を 30 万に引き上げること。
- (2) 損金経理要件の撤廃
減価償却費等について損金経理要件が付されているため、会計処理が本来あるべき姿からゆがめられる場合があると同時に、償却超過・償却不足に係る調整が必要になるなど煩雑な申告調整実務を強いられている。
会計と税務の乖離が進み、企業における国際財務報告基準（IFRS）導入に向けての作業が加速している現状を鑑み、企業の適正な財務報告、課税所得の算出及びこれに必要な事務負担の軽減を図るため、損金経理要件の早期廃止を強く要望する。
- (3) 研究開発費等の即時償却の容認他
研究開発費は、新会計基準の会計処理に合わせ発生時に全額費用処理することを認め、研究開発資産及び自社利用ソフトウェア開発費の即時償却を認めること。
また、特定の顧客のために実施したソフトウェアの改造（カスタマイズ）費用の売上原価処理（固定資産とはしない）を認めること。
- (4) 250% 定率法の維持
減価償却資産の定率法の償却率を 250% から 200% に引き下げることが平成 23 年度税制改正大綱に盛り込まれたが、イノベーションの促進による我が国企業の国際競争力の維持・強化の観点から現行（250%）を維持すること。

8. 受取配当金益金不算入制度の改善

- (1) 受取配当金の益金不算入制度の見直し

受取配当金の益金不算入制度を見直し、全ての国内株式に係る配当金につき、益金不算入割合を100%にすること。または、負債利子控除計算について負債利子中特定利子の控除を復元すること。

(2) 海外子会社からの益金不算入制度の見直し

海外子会社からの配当の益金不算入額を配当金の額と同額とすること(みなし経費の控除なし)。

9. 連結納税制度の見直し

(1) 一定の法人・資産に関する時価評価規定の見直し

一定の法人・資産に関する時価評価の規定については、一定の租税回避防止規定を設けた上で撤廃するか、少なくともその要件を緩和すること。

(2) 地方税における連結納税制度の導入

法人住民税及び法人事業税の計算が単体申告を固持しているため税制上及び企業会計上の取扱いを必要以上に複雑にしており、法人住民税及び法人事業税の計算においても連結納税制度を導入すること。

(3) 国際課税における連結納税制度の改善

外国税額控除は連結法人毎に行う方式となっているため、他の連結法人で生じた控除余裕額に充当することはできない制度となっている。

このため、各連結法人で生じた限度超過額/控除余裕枠の通算及び通算後の限度超過額/控除余裕枠の連結納税グループとして繰越すこと、又は個別連結法人の繰越期間経過後における控除限度超過額を、他の個別連結法人の繰越期間経過後における控除余裕枠へ充当できる制度を導入すること。

(4) その他

収用等があった場合の所得控除は、グループ全体で5,000万円ではなく、各社ごとに5,000万円とすること。

資本金1億円以下の子法人には、交際費の損金算入限度額を認めること。

更正通知書は連結親法人の他、各連結子会社あてに「個別更正通知書」を送るよう to すること。

100%グループ内内国法人間の寄付金について、損金不算入・益金不算入の規定を廃止すること。

連結納税制度の開始(又は連結グループへの加入)に伴う連結子法人の欠損金の持込みについて、一定の要件を満たせば、過去に連結した子法人の欠損金についても遡及適用出来るようにすること。

子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、

これを修正の対象から除外すること。

10. 不良債権・不良資産処理等に関する税制の見直し

現在は債権放棄を行うと寄附金として認定される等、不良債権・不良資産処理に当たっての損金算入が行政執行上不当に制限されており、この点について改善を図る必要がある。また、近年、多額な繰延税金資産の存在が問題になっているが、この最大の要因は企業会計が不良債権・不良資産処理を促進させる方向で動いてきた中で、税制がこれに連動しなかったためである。企業における不良債権・不良資産処理を促進するためにも税の判断基準を企業会計に合わせる方向で見直しを行うべきである。

(1) 貸倒引当金の繰入れに関する見直し

企業会計で一般的に行われている貸倒引当金の繰入処理（例；法的整理に至る前の経営悪化段階での金銭債権に係る貸倒引当金の繰入）を税務上でも同様に認め、認められる要件又は事例（或いは、認められない要件又は事例）を通達として明示すること。

法人税基本通達 9-6-2（事実上の貸倒れの損金経理）において解釈の恣意性を排除すべく、貸倒れとしての損金経理が認められる要件又は事例（或いは、認められない要件又は事例）を通達上で明示すること。

会社更生法等の法的手続き開始時点での貸倒引当金の繰入れは現在 50%しか認められていないが、法的手続きを開始する債務者から 50%の回収は現実的ではなく繰入限度額を大幅に引き上げること。

外国政府等に対して有する債権につき、債権国及び債務国の合意に基づく弁済計画が決定した場合、当該債権に対し繰り入れた個別貸倒引当金につき全額無税繰入を認めること。また、特定海外債権については債権金額そのものの貸倒引当金の計上を認めること。

(2) 寄附金課税との関連での見直し

民法上有効な非関連者間での金銭債権の切捨てや売却については税務上もこれを容認し、原則として寄附金として取り扱わないことを明らかにすること。

関係会社等の整理・支援損の取扱いについて法人税基本通達 9-4-1（子会社等を整理する場合の損失負担等）及び 9-4-2（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）の要件を緩和し、経営悪化の段階での支援を弾力的に認めること。

(3) 有価証券評価損に関わる判定要件の緩和及び損金経理要件の撤廃

有価証券の評価損について、税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。

(4) 金銭債権の評価損の損金算入の容認

金銭債権について、評価損の損金計上を認めること。また、時価のあるゴルフ会員権についても、時価のある有価証券の取扱いに準じ評価損を容認すること。

(5) 棚卸資産評価損の計上の容認

棚卸資産の評価損について、税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準での評価損の計上を認めること。

11. 地方税に関する見直し

(1) 地方税全体の整理・統合、税目の簡素化

二重課税排除・税制簡素化などの観点から、地方税全体の整理・統合や税目の簡素化など抜本の見直しについて早急に検討すること。

(2) 法人事業税・法人住民税における超過税率の撤廃

法人事業税、道府県民税法人税割、市町村民税法人税割の超過税率を撤廃すること。

(3) 事業税外形標準課税の見直し

事業税外形標準課税は賃金課税に資本金課税を加えたもので雇用の維持・拡大や自己資本の充実等に悪影響を及ぼす等、問題が多いので、その内容を抜本的に見直すこと。もし抜本的な見直しがすぐさま実現しないのであれば、付加価値割の算定方法が煩雑で企業における実務負担が大きいため、例えば、一部計算要素について、報酬給与額に代えて従業員数に一定額を乗じた額とする等、算定方法を簡素化すること。

(4) 事業所税の廃止

事業所税は法人事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、本来廃止すべきであるが、少なくとも「みなし共同事業課税」に関して、免税点の判定における床面積（又は従業者数）に算入しない取扱いに内容を見直すべきである。

12. 印紙税の見直し

印紙税は経済行為に付随して作成される文書類に担税力を求める文書課税制度であり、インターネット電子商取引が急速に普及し、ペーパーレス化の進む状況では課税の公平性及び中立性等の面で問題が多い。IT社会においては文書課税そのものが不合理であるともいえ、請負契約書等に関する印紙税の廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

一般要望項目

1. 税制の簡素化及び納税コストの削減

- (1) 法人税については、現在事業年度終了後 2 ヶ月以内となっている法定申告期限を 3 ヶ月以内に延長すること。また、連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さや、近年税務調査の終了日が繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定申告期限を更に 1 ヶ月延長すること。
- (2) 消費税についても法人税と同様に 1 ヶ月申告期限の延長を認めること。
- (3) 源泉所得税の納付期限を現状の翌月 10 日から翌月末に延長すること。
- (4) 地方税について、統一納付機関の設置又は本店所在地の都道府県、市町村への一括納付等により納付手続の簡素化を図ること。
- (5) 連結納税制度において期中に離脱した連結子法人については期初にさかのぼって承認取消しを行い、期途中に加入した連結子法人については、翌事業年度より連結納税グループに加入したものとし、「みなし事業年度」による所得申告は行わないことにすること。
- (6) 連結納税制度における異動届出書は変更の都度ではなく、重要でない項目については年 2 回にまとめて提出できるようにすること。
- (7) 法人事業税の国外所得、国外付加価値計算において、国内 / 国外従業員比等の簡便法を認めること。
- (8) 利子及び配当金に対する源泉所得税は、国税と地方税で構成されるが、事後の控除又は還付手続きにあたり事務量の増大となるので、国税として総合課税の上、国・都道府県間で配分することとし、納税事務の簡素化を図ること。
- (9) 電子申告普及促進のために、税目ごとに電子申告控除額を設けるとともに、電子申告における外国税額控除の書類添付という条件を緩和し、書類保存義務に改めること。また、電子申告システムは使いづらい上に、バージョン間のデータ互換性がない等の問題が多い。企業が利用しやすいシステムに改めるとともに、電子申告導入のメリット（税額控除制度の創設）など、電子申告の利用促進に努めること。
- (10) 租税条約の適用を受ける支払について「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。

2. 固定資産税等の見直し

- (1) 既にその役割を終えた特別土地保有税、地価税、土地の譲渡等がある場合の特別税率（土地譲渡益重課制度）は、廃止すること。
- (2) 会社分割時に未経過固定資産税を精算した場合、分割法人と分割承継法人との間での合理的に負担（期間配分等）することを容認すること。

- (3) 固定資産税の償却資産の償却計算を法人税と一致させること。
- (4) 土地については収益力に対して過重な負担とならないように評価水準等の見直しを図ること。
- (5) 建物については収益還元価値を基準とする評価方法への転換を図ること。
- (6) 償却資産税については特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても生産財に対する課税は極めて異例であることから、償却資産に対する課税は廃止すること。
- (7) 国税と地方税で同一の固定資産評価が異なったことにより、事務処理が複雑となっているため、機械設備等の耐用年数の短い償却資産の評価額の算定について、法人税と固定資産税の取扱いを合わせること。
- (8) 借地権課税における相当の地代は更地価額の 6%とされているが、借り手の負担が過大であり、土地の有効利用促進の阻害要因になっている。一般金利水準や不動産投資の利回りの低下に合わせ借地権課税における相当の地代を 3%程度に引き下げること。

3. 地方税に関する見直し

- (1) 資本等と従業員数で決定される法人住民税の均等割について、事務所・事業所の規模に応じた税率区分（資本等を分割人員比で按分した値での税率算定や 5～10 人以下の法人に低税額区分を設ける等）に改め課税の適正化を図るべきである。
- (2) 建設工事現場等の事業所・事務所への法人事業税・法人住民税の課税は 1 年以上継続して設置するものだけを対象とすべきである。
- (3) 法人住民税の均等割額について損金算入を認めるべきである。
- (4) 住民税・事業税にかかる延滞金の計算方法を全ての自治体で統一すること。

4. 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく関連税制の拡充・延長

我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるため、産活法に係る事業革新設備の特別償却(資源生産性革新計画等)産活法に係る不動産取得税の軽減措置の適用期限を延長するとともに、産業再編がより円滑に進められるような課税繰り延べ等の税制措置を講ずること。

5. その他

- (1) 「拋出時・運用時非課税、受給時課税」の原則に反し、国際的にも例がない年金資産に係る特別法人税は即時廃止すること。
- (2) 固定電話に係る施設設置負担金が廃止も視野に入れて見直されつつあり、電話加入権の即時償却を認めること。

- (3) 欧米先進国は欠損金の繰戻還付を維持しており、我が国においても平成 4 年の税制改正で停止されたままとなっている欠損金の繰戻還付制度を復活させるとともに繰戻期間（現行 1 年間）を少なくとも米国並みの 2 年間に延長すること。
- (4) 企業における公益法人その他各種団体からの寄附要請に応えていかなければならない社会状況に鑑み、特定公益増進法人に対する寄附金について全額損金算入を認めるとともに、一般寄附金に係わる損金算入限度額（資本金基準および所得基準）を引き上げること。
- (5) 省エネ、新エネ設備等への投資を加速させるエネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）における初年度即時償却の適用期限を延長すること。
- (6) 資本金 1 億円超の法人について、事業規模に見合った範囲で交際費の損金算入を認めること。
- (7) 国税の納税証明書における税額区分を本税と附帯税の二本立て記載とすること。
- (8) 「更正の請求」の期間（現行 1 年間）を税額の更正可能期間と同じ 5 年間に延長すること。
- (9) 社債利子や配当金にかかる所得税の税額控除は、所有期間に係わらず全額控除とすること。
- (10) 移転価格税制において、当局側で重要な制度である APA（事前確認制度）の手続き・審査の更なる迅速化（税務当局の審査の一元化等）できる体制を構築すること。また仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応すること。
- (11) 「利益連動給与」の損金算入の対象会社に非同族の同族会社を追加すること。
- (12) 延滞税・延滞金について損金算入を認めること。
- (13) 更正があった場合、納期限の到来していない税額を納税証明書等に記載しないこと。
- (14) ドイツのように、源泉税率が日本に比べ高い国との租税条約を改正し、日本へ配当する場合の源泉税率を引き下げること。